

軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて

軽度者(要支援1・2、要介護1)に対する福祉用具貸与について、その状態像からは利用が想定しにくい次のア～カの種目は、原則として介護保険での貸与はできません。また、カの自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については、要介護2・3の場合でも軽度者に含まれるため貸与はできません。

対象種目

ア 車いす及び車いす付属品	イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換機	エ 認知症老人徘徊感知機器
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)	カ 自動排泄処理装置

ただし、次の1または2に該当する場合は例外的に貸与ができます。

1 基本調査結果による判断 → 市への申請は不要

直近の認定調査結果を用いて、利用者の状態がそれぞれの福祉用具毎に定める次の状態像に該当するか判断してください。該当する場合は貸与ができます。

※ア(二)、オ(三)については、基本調査に該当する項目がないため、主治医から得た情報、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、居宅介護支援事業者が判断します。

対象外項目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7「3.できない」 ※該当する基本調査がないため、適切なケアマネジメントで判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4「3.できない」 基本調査 1-3「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換機器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3「3.できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶、理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外または基本調査 3-2～3-7 のいずれか「2.できない」または基本調査 3-8～4-15 のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の病状がある旨が記載されている場合も含む

	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2「4.全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3.できない」 基本調査 2-1「3.一部介助」または「4 全介助」 ※該当する基本調査がないため、適切なケアマネジメントで判断
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	基本調査 2-6「4.全介助」 基本調査 2-1「4.全介助」

2 医師の医学的所見による判断 → 市への申請が必要

基本調査の結果から福祉用具の利用が想定される状態像に該当しないが、次の(i)から(iii)のいずれかに該当することが、医師の医学的所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であると判断されている場合は、貸与ができません。市に申請をお願いします。

※「ア 車いす及び車いす付属品」については、ア(二)に基づき必要性を判断してください。(市への申請は不要)

福祉用具貸与の例外給付の対象となる状態像

- (i) 疾病等その他の原因により、状態が変動しやすく日によって又、時間帯によって、頻繁に利用者等告示第 31 号のイ(利用者等告示第 88 号において準用する第 31 号のイ)に該当する者
(例:パーキンソン病等に関するON/OFF現象等)
- (ii) 疾病等その他の原因により、状態が急速に悪化し短時間のうちに利用者等告示第 31 号のイ(利用者等告示第 88 号において準用する第 31 号のイ)に該当するに至ることが確実に見込まれる者
(例:がん末期の急速な状態悪化)
- (iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から当該福祉用具を必要とする状態に該当すると判断できる者
(例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

【貸与開始までの手順】

- 1 医師の医学的所見を確認する。
- 2 医学的所見をもとにサービス担当者会議等を通じて福祉用具貸与の必要性を検討する。
- 3 市に申請する。
- 4 市は申請内容を精査し、要否の結果を担当ケアマネジャー等に通知する。
- 5 担当ケアマネジャーは関係者等に結果を報告し、福祉用具の貸与を開始する。

【申請に必要な書類】

- 1 軽度者に対する福祉用具貸与確認申請書兼確認通知書(府中市様式)
- 2 医師の医学的所見がわかるもの(次のいずれか)
 - (1)主治医意見書
 - (2)診断書
 - (3)介護支援専門員が聴取した医師の所見が確認できる記録
※口頭聴取した場合は、サービス担当者会議の要点に聴取した日付、内容等を記載すること。
- 3 居宅サービス計画書(第1表～第4表)または、介護予防サービス・支援計画書(A～E表)
※サービス担当者会議の要点には、福祉用具の必要性について検討した内容が分かるように記載すること。

【留意事項】

- 1 貸与開始について
原則、福祉用具貸与開始前に申請を行ってください。貸与開始日の遡及対応は行いません。ただし、貸与開始前に申請ができない特別な理由がある場合(がん末期で早急な対応が必要等)には状況によって考慮することもありますので、貸与開始前に市にご相談ください。ご相談がない場合は、理由を問わず遡及対応は行いません。
- 2 有効期間について
貸与の有効期間は介護の認定有効期間終了日までです。
更新の結果、軽度者として貸与を継続する場合は、再申請が必要です。また、貸与の有効期間を過ぎて未申請のまま貸与開始した場合、遡及対応は行いませんのでご注意ください。
- 3 医師の所見について
医師の医学的所見(書面で確認する場合も含む)は、上記「2 医師の医学的所見による判断」の福祉用具貸与の例外給付の対象となる状態像(i)から(iii)のいずれかに該当することが具体的に分かるような内容である必要があります。疾患名や福祉用具の貸与種目だけでは状態像が確認できないため、申請は認められません。
(例)
 - 「末期がんにより状態が急速に悪化し短時間のうちに起き上がりが困難になることが見込まれ、福祉用具貸与の例外給付の状態像(ii)に該当する。」
 - ×「パーキンソン病のため」
 - ×「特殊寝台が必要」
- 4 申請方法について
次のいずれかの方法でご提出ください。事前に利用者の情報の聞き取りや申請書類等の確認を行いますので、申請前に担当までご連絡ください。
 - ・LoGoフォームによる提出(<https://logoform.jp/form/6ibw/391028>)
 - ・郵送
 - ・窓口

よくある質問 Q&A

Q1. 末期がん等により、早急に福祉用具の利用が必要な場合も原則どおり、貸与開始前に軽度者申請をしなければならないか。

A1. 貸与開始前に申請ができない特別な理由がある場合は、市までご相談ください。貸与開始前に医師の医学的所見の確認等は行ってください。

Q2. 新規(区分変更)申請中、または更新の結果が出るのが遅れている時に、認定結果が出る前に福祉用具を利用したい。軽度者に該当する可能性がある場合、いつ軽度者申請をすればよいか。

A2. 暫定プランで利用したい旨を市までご連絡ください。貸与開始前に医師の医学的所見の確認、サービス担当者会議で検討を行い、認定結果が出てから速やかに申請をお願いします。申請の際には、暫定プランも添付してください。

Q3. 緊急で福祉用具の貸与を開始したが、軽度者申請をする前に利用者が亡くなってしまった。

A3. 医師の医学的所見の確認、サービス担当者会議での検討が行われていれば、亡くなった後でも申請できます。

Q4. 更新の結果、福祉用具を継続して貸与したいが、医師の医学的所見の確認に時間がかかり、認定有効期間終了日前までに軽度者申請ができない。

A4. 認定有効期間終了日前までに申請ができない特別な理由がある場合は、市までご相談ください。(医師の医学的所見確認に時間がかかることも想定して、申請の準備をしてください。)

Q5. 福祉用具貸与の対象種目を追加する場合、再度申請が必要か。

A5. 新たな貸与の対象種目を追加する場合は再度申請が必要です。

Q6. 新規(区分変更)申請中に、軽度者には該当しない見込みで、福祉用具の利用を開始していたが認定の結果、軽度者に該当していた。どうしたらよいか。

A6. 想定が外れた場合は、市までご相談ください。(想定が外れることも念頭に置いて貸与を開始してください。)

Q7. 市から承認を受けた後、居宅介護事業所等が変更になった場合、再度申請が必要か。

A7. 利用者の状況、貸与の対象種目等に変更がない場合、府中市においては、事業所間の連携(通知書の写しを変更後の事業所に渡す)がされていれば、再度申請は不要です。貸与の有効期間はそのまま引き継がれますので、継続利用する場合は貸与期間を過ぎて未申請の状態にならないようご注意ください。

再度申請が必要な場合:更新(認定区分が変わらない場合も改めて申請が必要です。)

区分変更(介護の認定有効期間が変わる場合は改めて申請が必要です。)

貸与の対象種目を追加